

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日
が休息日)

◇告 示

目 次

生活保護法による指定医療機関の廃止
生活保護法による医療機関の指定
保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

被爆者一般疾病医療機関の指定

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(八件)

公有水面の埋立ての免許

◇選管告示

選挙管理委員会委員長の住所及び氏名
選挙管理委員会委員長の職務代理者

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

告 示

鳥取県告示第十二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七八の二	昭和五十四年十一月三十日
本家内科医院	八頭郡若桜町大字浅井二五九ノ三	昭和五十四年十一月十八日

鳥取県告示第十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇	昭和五十四年十二月一日
本家内科医院	八頭郡若桜町大字若桜二二〇〇ノ一	昭和五十四年十一月十九日

鳥取県告示第十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町字湯尻一三五―三	昭和五十五年一月一日
吉田医院	鳥取市瓦町五〇三	"
福永医院	気高郡青谷町青谷四三〇六	昭和五十四年十二月二十九日
海賀歯科診療所	西伯郡大山町国信笠原五三九―一五	昭和五十五年一月一日
遠藤歯科医院	日野郡江府町江尾二〇五三	"
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目一六八	"
東岩倉診療所	倉吉市東岩倉町二二七七	昭和五十四年十二月十五日

上後藤薬局	米子市上後藤二二四―一	"
-------	-------------	---

鳥取県告示第十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
東岩倉診療所	倉吉市東岩倉町二二七七	昭和五十四年十二月十五日
上後藤薬局	米子市上後藤二二四―一	"

鳥取県告示第十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
東岩倉診療所	倉吉市東岩倉町二七七	全 国	昭和五十四年十二月十五日
上後藤薬局	米子市上後藤二四一	"	"

鳥取県告示第十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸本英彰	鳥国医第二、四三三号	昭和五十四年十二月十日
原口順子	鳥国薬第四二〇号	昭和五十四年十二月十二日

鳥取県告示第十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の第三項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十四年十二月一日	桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇
昭和五十四年十二月十四日	清水整形外科病院	倉吉市宮川町二二九

鳥取県告示第十九号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九十九号)第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の名称	建 物 の 名 称	建物の所在地
有限会社松田タンス店	有限会社松田タンス店東店	米子市法勝寺町一一〇

鳥取県告示第二十号

昭和五十四年八月二十三日付けで東伯郡東伯町大字大杉六二〇番地米田茂ほか八十四人の者から申請のあつた上郷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申出ること。

鳥取県告示第二十一号

昭和五十四年九月三十日付けで江府町から申請のあつた土地改良（吉原地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号

昭和五十四年十一月二十六日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（父原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十三号

昭和五十四年十一月十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良（西成地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたの

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十四号

昭和五十四年十一月二十七日付けで関金町から申請のあつた土地改良（船ヶ谷地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間
縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十五号

昭和五十四年八月三日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（河内第二地区農道整備とは場整備を一体とした）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十六号

昭和五十四年十一月十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良(西成地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十七号

昭和五十四年十一月一日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(岩本地区農道舗装と暗きよ排水を一体とした)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十八号

昭和五十四年十一月二十六日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(富江地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十五年一月十一日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

ア A地区

鳥取市賀露町字中瀬ノ一 七三三番地一五から字中瀬ノ三 八一

〇番地二までの地先公有水面

イ B地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番地三及び一三九〇番地二六六地先公

有水面

ウ C地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番地二八四に接する国有海浜地地先公有水面

(二) 区域

ア A地区

次の①の地点から⑮の地点までを順次に直線で結んだ線、⑮の地点と⑯の地点とを結ぶ高水位(D・Lプラス一・八五七メートル以下同じ。)における公有水面と陸地との境界線、⑯の地点から⑳の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉑の地点から㉒、㉓、㉔の

地点を経て①の地点に至る昭和五十四年三月五日付鳥取県指令受河第75号港第5号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス一・八五七メートルにより決定)により囲まれた区域

①の地点 鳥ヶ島灯台(北緯三五度三二分二三秒東経一三四度一

一分一二秒。以下「A地点」という。)から一一七度

二分二八秒一、〇八六・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から八八度〇一分四九秒五二・二〇メートル

の地点

③の地点 ②の地点から一五六度一〇分三四秒一八・二二メートル

ルの地点

④の地点 ③の地点から二六九度二五分三三秒四四・三〇メートル

ルの地点

⑤の地点 ④の地点から一六〇度一二分四九秒七八・八四メートル

ルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から九八度四九分二二秒五四・八九メートル

- ⑦の地点
⑥の地点から一五六度一五分三四秒八五・七八メートル
ルの地点
- ⑧の地点
⑦の地点から一五五度四〇分三八秒九七・七六メートル
ルの地点
- ⑨の地点
⑧の地点から一五三度五六分五七秒一〇五・二二メートル
トルの地点
- ⑩の地点
⑨の地点から一五三度二五分三四秒九九・八九メートル
ルの地点
- ⑪の地点
⑩の地点から一五二度二分二四秒一〇三・九〇メートル
トルの地点
- ⑫の地点
⑪の地点から一五二度〇〇分三〇秒一〇三・五九メートル
トルの地点
- ⑬の地点
⑫の地点から一五〇度四〇分〇六秒一〇四・二三メートル
トルの地点
- ⑭の地点
⑬の地点から一四八度二九分五三秒一〇一・七八メートル
トルの地点
- ⑮の地点
⑭の地点から一四七度一七分五六秒四五・六七メートル
ルの地点
- ⑯の地点
⑮の地点から三〇四度三五分二一秒三七二・八五メートル
トルの地点
- ⑰の地点
⑯の地点から六三度三七分一〇秒六三・八四メートル
の地点
- ⑱の地点
⑰の地点から三三三度三七分一〇秒三四・九〇メートル

- イ B地区
- 次の⑳の地点から㉑の地点までを順次に直線で結んだ線、㉒の地点と㉓の地点を結ぶ昭和五十四年三月五日付鳥取県指令受港第75号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス一・八五七メートルにより決定)及び㉔の地点と㉕の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、㉖の地点から㉗の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉘の地点と㉙の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域を除く。
- ⑲の地点
⑱の地点から六三度三七分一〇秒三・四〇メートル
ルの地点
 - ⑳の地点
⑲の地点から三三三度三七分一〇秒三八〇・〇〇メートル
トルの地点
 - ㉑の地点
⑳の地点から二四三度三七分一〇秒三・四〇メートル
の地点
 - ㉒の地点
㉑の地点から三三三度三七分一〇秒三〇・〇〇メートル
ルの地点
 - ㉓の地点
㉒の地点から六三度三七分一〇秒三・〇〇メートル
地点
 - ㉔の地点
㉓の地点から一五三度三七分一〇秒一九・〇〇メートル
ルの地点
 - ㉕の地点
㉔の地点から九四度四九分五一秒五〇・〇〇メートル
の地点
 - ㉖の地点
A地点から一二六度二二分〇〇秒一、〇六九・五〇メ

1 トルの地点

27の地点 26の地点から二六九度二九分三〇秒一二九・八六メー

トルの地点

28の地点 27の地点から三〇四度三五分四五秒二三六・八四メー

トルの地点

29の地点 28の地点から八九度三二分一〇秒三二三・六三メー

トルの地点

30の地点 29の地点から一七九度二九分三〇秒一一一・二二メー

トルの地点

31の地点 26の地点から三五三度五〇分四七秒一二七・六九メー

トルの地点

32の地点 31の地点から一八九度〇七分〇二秒七三・六九メー

トルの地点

33の地点 32の地点から二七七度〇〇分三九秒一〇一・五六メー

トルの地点

34の地点 33の地点から一二二度二四分〇二秒五五・八八メー

トルの地点

ウ C地区

次の35の地点から38の地点までを順次に直線で結んだ線、39の地
点から39の地点を経て40の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位
(D・Lプラス〇・三八七メートル)における公有水面と陸地との
境界線、40の地点から42の地点までを順次に直線で結んだ線及び42
の地点と45の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

35の地点 A地点から一一三度一四分〇〇秒五八七・五〇メー

ルの地点

35の地点 35の地点から八三度一九分二六秒三四八・二四メー

トルの地点

37の地点 36の地点から一五七度五五分五八秒一一六・三八メー

トルの地点

38の地点 37の地点から一五七度五三分四三秒七〇・六三メー

トルの地点

39の地点 35の地点から一五四度五五分三〇秒一七三・五〇メー

トルの地点

40の地点 35の地点から二四四度四五分〇〇秒二五二・二三メー

トルの地点

41の地点 40の地点から三五七度一一分一六秒一二四・八メー

トルの地点

42の地点 41の地点から八七度一一分一六秒七・〇〇メートルの

地点

(二) 面積

A地区 六八、九一四・一五平方メートル

B地区 二四、三九五・六三平方メートル

C地区 一〇〇、三〇六・五〇平方メートル

合計 一九三、六一六・二八平方メートル

(このうち九三、三〇九・七八平方メートルは河川区域と港
湾区域が重複する。)

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字松林七三一番地二地先から同町字中瀬三八一〇番地二まで並びに同市浜坂字東浜一三九〇番地二七七、一三九〇番地四、一三九〇番地二六五、一三九〇番地三、一三九〇番地二六六、一三九〇番地二三二及び一三九〇番地二八四の陸域並びに一三九〇番地二八四に接する国有海浜地並びにこれらの地先公有水面

(二) 区域

次の㉞の地点から㉟の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉟の地点と㉞の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、㉟の地点からの地点までを順次に直線で結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域を除く。

- ㉞の地点 A地点から三二度一八分二五秒四〇二・七八メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から一一四度三八分二五秒二一四・九三メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から二〇四度五八分二六秒二七七・一五メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から一七七度一分一六秒一六六・五〇メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から九四度三一分二八秒二三七・八八メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から八三度一九分二五秒三三五・一三メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から一五七度五四分五〇秒二七四・〇五メートルの地点

- ㊶の地点 ㊵の地点から一五七度三〇分一六秒一二七・一二メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から一五六度〇六分〇四秒二七三・五〇メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から一五二度五六分一〇秒四一一・〇一メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から一四九度四二分一三秒二〇六・一六メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から一四六度五六分三九秒二二六・五〇メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から三一二度三〇分三八秒一九五・三五メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から三〇八度一六分〇一秒二〇五・〇六メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から三〇三度三二分五四秒一四七・七三メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から三一八度一五分二六秒五三六・七〇メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から三〇一度四八分三一秒六七四・三五メートルの地点
- ㊱の地点 ㊿の地点から二六八度〇三分一五秒八五・六〇メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から三三九度三九分〇〇秒一五三・八二メートルの地点

㊦の地点 ㊦の地点から三五六度四五分五四秒一五九・二〇メートルの地点

㊧の地点 A地点から二七度二八分二八秒一、〇八六・〇〇メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から一五六度三四分一八秒二五〇・〇〇メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から二四七度四九分五一秒三八・三一メートルの地点

㊪の地点 ㊩の地点から三三三度三七分一〇秒三五・〇六メートルの地点

㊫の地点 ㊪の地点から二四三度三七分一〇秒一三・〇〇メートルの地点

㊬の地点 ㊫の地点から三三三度三七分一〇秒三・〇〇メートルの地点

㊭の地点 ㊬の地点から二六九度二九分三〇秒一三一・六〇メートルの地点

㊮の地点 ㊭の地点から三五九度二九分三〇秒一九六・〇〇メートルの地点

(三) 面積

六三三、二三九・六六平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地、港灣関連用地、緑地、道路用地及び護岸敷

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第一項の規定により、次のとおり、委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程(昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第一条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

住所 米子市西福原一六三番地四

氏名 岡 部 正 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第三項の規定により、次のとおり委員長の職務代理者を指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程(昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第四条第一項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

委員長の職務代理者 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

昭和五十四年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選

挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、八〇一

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】